

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

法務省作成

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名)(1)・家族に関する法制の整備

### 1 主な施策の取組状況及び評価

選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正については、法務大臣の諮問機関である法制審議会が平成8年2月に答申した内容を踏まえ、国民の意識の動向を見守りつつ、引き続き検討を進めている。

### 2 今後の方向性、検討課題等

選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正の問題は、家族制度の在り方や国民生活にかかわる重要な問題と認識しており、答申の内容に沿った民法改正については、国民各層や関係各方面における議論の推移を踏まえて、大方の国民の理解を得ることができるような状況で行うことが相当であると考えている。

### 3 参考データ、関連政策評価等

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (3) 相談体制の充実

### 1 主な施策の取組状況及び評価

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月から全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備し、救済に努めている。

「女性の人権ホットライン」の相談担当者は、制度を発足させた当初からできるだけ女性の職員及び人権擁護委員を配置するように努力している。

深刻な事態に至っている相談については、人権侵犯事件として緊急の対応をとっており、関係機関と連携を図りながら解決に向けて対処している。

匿名を希望する相談や、人権擁護機関の介入を希望しない相談の場合、相談者の自主的な解決を支援するために、当面の避難方法や離婚手続を説明したり、関係機関の窓口を紹介するなどの助言をしている。

「女性の人権ホットライン」の利用件数については、「男女共同参画基本計画推進状況調査」のとおり。

### 2 今後の方向性、検討課題等

相談に当たる職員及び人権擁護委員に対する研修を引き続き行い、相談業務のさらなる充実を図る。

制度の周知については、これまでもホームページへの掲載、リーフレット等の配布、マスメディアの活用等を通じて行ってきたが、引き続き広報活動を行う。

### 3 参考データ、関連政策評価等